静岡県では、平成２年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系南米人を中心に外国人登録者数が急増し、多くの外国人県民が生活している。

外国人労働者は我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化や定住化に伴い、現在暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、昨今の厳しい経済環境の中、これらの課題は一層深刻化している。

静岡県は、県内に居住する外国人と日本人が相互の理解･協調の下に安心して快適に暮らす地域社会の実現を目指して、住民、NPO、企業、市町など多様な主体と連携･協働して、「多文化共生の地域づくり」の取組を進めてきた。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が一層必要不可欠となってくる。

今般、静岡県と地元経済団体が協力して、県内経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の東海三県一市と連携し、広域における積極的な取組につなげていくとともに、多くの企業が憲章の精神を尊重して関係法令を遵守し、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成 24 年 2 月 23 日

静岡県

〔協力団体〕
社団法人中部経済連合会
社団法人静岡県商工会議所連合会
静岡県商工会連合会
社団法人静岡県経営者協会
静岡県中小企業団体中央会

外国人労働者の適正雇用と
日本社会への適応を促進するための憲章

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は外国人労働者の多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

１　外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。

２　外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、地域社会参画の機会の確保に努める。

３　外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。

４　外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるよう、外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。

５　法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。

６　本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。